

令和4年第10回五戸町農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和4年10月12日(水) 午前9時30分から10時00分

2. 開催場所 五戸町役場 3階 第1・2委員会室

3. 出席委員 (19人)

会長	岩井 壽美雄 君	会長職務代理者	北村 勉 君
3番	三浦 弘文 君	4番	川崎 良巳 君
5番	高橋 克君	6番	高村 國昭 君
7番	佐々木 一榮 君	8番	柏田 雅俊 君
9番	佐々木 喜克 君	10番	中里 光明 君
11番	沼沢 こえ子 君	12番	豊川 敏雄 君
13番	竹原 誠 君	14番	時田 宏 君
15番	中川原 隆雄 君	16番	稲村 健一 君
17番	鈴木 徳治 君	18番	大沢 トモ子 君
19番	鳥谷部 甚一郎 君		

4. 欠席委員 (0人)

5. 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 業務報告

第3 報告第10号 農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について

第4 議案第45号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第46号 農地法第5条第1項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について

議案第47号 荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について

6. 農業委員会事務局職員

事務局長	町屋 剛 君
事務局次長	大沢 直明 君
総務班長	小泉 安子 君
主査	大澤 翔太 君

7. 会議の概要

会 長（岩井）	<p>ただ今から令和4年第10回五戸町農業委員会総会を開会いたします。</p> <p>本日は、大変お忙しいところ御参集くださいまして、厚く御礼申し上げます。本日の議事日程はあらかじめお手元に配付してあるとおりです。よろしく御審議を賜りますようお願い申し上げます。</p>
事務局（町屋）	<p>本日は、全員出席しておりますので総会は成立しております。それでは、会議規則により、議長は会長が務めることとされておりますので、議事の進行をお願いいたします。</p>
議 長（岩井）	<p>これより議事に入ります。日程第1 議事録署名委員及び会議書記の指名を行ないます。</p> <p>会議規則第17条第1項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>8番 柏田雅俊 委員と15番 中川原隆雄 委員をお願いいたします。</p> <p>なお、本日の会議書記には、事務局の大沢次長を指名します。</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、日程第2 業務報告については、事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>〔業務報告の朗読及び説明〕</p>
議 長（岩井）	<p>ただ今の報告について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
議 長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議 長（岩井）	<p>それでは、以上で日程第2 業務報告を終わります。</p>
議 長（岩井）	<p>次に、日程第3 報告第10号「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、今月の合意による解約に係る通知書の受理について</p>

	<p>説明させていただきます。</p> <p>今月の通知書の受理は1件です。議案書の1ページ、参考資料の1ページをご覧ください。</p> <p>報告第10号、「農地法第18条第6項の規定による通知書の受理について」農地法施行規則第68条第1項の規定により、下記のとおり合意による解約等に係る通知書を受理したのでご報告いたします。</p> <p>1番 大字切谷内字菖蒲川上谷地 田 2筆 面積は ●●㎡です。</p> <p>新たに賃借する人が現れたため解約するものです。以上です。</p>
議長（岩井）	<p>ただ今の報告第10号について、発言のある方は挙手をお願いします。</p>
4番（川崎）	<p>現在、稲が植えられていますが、その稲はどういうことになるのでしょうか。8月で解約していることになりましたが。</p>
事務局（大澤）	<p>現況を確認できていなかったもので、来月の報告とさせていただきたいのですが、よろしいでしょうか。</p>
10番（中里）	<p>契約というのは年契約なので、一年間の賃料を払えばいつ解約しようが構わないと思いますが、月で割るのでしょうか。</p>
事務局（大澤）	<p>それについても、確認して報告いたします。</p>
議長（岩井）	<p>その他ありますか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。</p> <p>特に発言がないようですので、報告第10号を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ここで農地調査会、今月の調査委員は、9番 佐々木喜克 委員と18番 鳥谷部甚一郎 委員です。調査委員席にご着席ください。</p> <p>（調査委員席に着席）</p>
議長（岩井）	<p>次に、日程第4 議案第45号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大澤）	<p>それでは、今月の農地法第3条の許可申請について説明させて</p>

	<p>いただきます。</p> <p>議案書の2ページ、参考資料の3ページをご覧ください。</p> <p>議案第45号農地法第3条の規定による許可申請について農地法第3条の規定により、下記農地の申請があったので審議を求めるものです。</p> <p>今月の許可申請は、1議案2件で、全て売買による所有権移転に関する件です。</p> <p>1番 大字豊間内字豊間内 畑 1筆 面積は ●●㎡です。</p> <p>2番 字鹿内下モ 畑 3筆 面積は ●●㎡です。</p> <p>1番と2番は、別添調査書にあります通り農地法第3条第2項各号に該当するものではありません。ともに農作業の規模拡大を図るものであり、機械、労働力、技術、地域との関係などを見ても問題なく、農業委員会が定める別段の面積も超えていることから、許可要件を満たしていると考えます。</p> <p>ご参考までに売買価格をお知らせします。</p> <p>1番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。</p> <p>2番の売買価格は、●●円、10aあたり●●円です。</p> <p>以上です。</p>
議 長 (岩井)	<p>ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、佐々木喜克委員から、調査結果の報告をお願いいたします。</p>
佐々木喜克調査委員	<p>農地法第3条の許可申請に係る現地調査の結果を報告いたします。</p> <p>議案書の2ページ議案第45号と参考資料3ページを御覧ください。10月4日に、岩井会長と鳥谷部甚一郎委員及び事務局職員3名で現地調査を行いました。</p> <p>1番は、譲渡人と譲受人は知人で、譲渡人が管理できないため、譲受人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、自家野菜を作付けするそうです。</p> <p>2番は、譲渡人と譲受人は親戚で、畑を探していたところ譲渡人の畑があり、譲受人からの申し出により、農地を売買するものです。譲受人は、柿を作付けするそうです。</p> <p>以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議 長 (岩井)	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
13 (竹原)	<p>2番、登記上は田んぼと畑ですが、1反歩●●万円、両方合わせての値段ですか。</p>
事務局 (大澤)	<p>全部まとめてです。</p>

13 (竹原)	普通、田んぼは田んぼ、畑は畑、農業委員会でもそうやるべきと思いますが。
佐々木喜克調査委員	現況は畑といってもいいような農地でしたので、一带としてみております。
議長 (岩井)	ほかに質疑ありませんか。 (「なし」の声あり)
議長 (岩井)	よろしいですか。それでは採決いたします。 議案第 45 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。 (全員挙手)
議長 (岩井)	全員賛成ですので、議案第 45 号は、原案のとおり決定いたしました。
議長 (岩井)	次に、議案第 46 号「農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について」を議題とします。 事務局より説明をお願いします。
事務局 (小泉)	それでは、議案書の 3 ページ、参考資料の 7 ページをご覧ください。 農地法第 5 条第 1 項の規定に基づく農地転用許可に係る意見について農地法第 5 条第 3 項の規定により、下記のとおり許可申請書の提出があったので、県知事に送付するため意見を求めるものです。今月の許可申請は、1 議案 1 件です。 1-1 番、1-2 番併せて事業を実施いたします。 1-1 番 農地の所在は字鍛冶屋窪地目は畑、面積は●●m ² 1-2 番 農地の所在は字鍛冶屋窪地目は畑、計 2 筆面積は計●●m ² 転用目的は太陽光パネルの設置です。農地区分はその他の 2 種農地と判断いたします。以上です。
議長 (岩井)	ただ今の説明に関連して、調査委員を代表して、鳥谷部甚一郎委員から、調査結果の報告をお願いいたします。
鳥谷部甚一郎調査委員	農地法第 5 条の許可申請にかかる現地調査の結果を報告いたします。 議案書の 3 ページ議案第 46 号と参考資料の 7 ページを御覧ください。

	<p>3条申請と同じく、10月4日に現地調査を行いました。</p> <p>1-1番と1-2番は、譲受人が譲渡人から売買により申請地を取得し、太陽光パネルを設置し、太陽光発電を行う計画です。周囲は、北側は宅地と山林、東側と南側は畑、西側は町道となっております。汚水等は発生せず、雨水は地下浸透のため、周囲に影響が無いことを確認しております。以上で調査結果の報告を終わります。</p>
議長（岩井）	<p>ありがとうございました。これより質疑に入ります。質疑ありませんか。</p>
15番（中川原）	<p>2か所隣接してますので1か所になるかと思いますが、現況は何をやっていたかわかりますか。</p>
事務局（小泉）	<p>所有者二人は姉妹でして、3筆合わせて3年ぐらい前まで長芋を他の人から作付けしていただいていたました。一応、太陽光パネルの話もあったので、それ以来貸さないで休耕地にしていたそうです。</p>
議長（岩井）	<p>ほかに質疑ありませんか。</p> <p>（「なし」の声あり）</p>
議長（岩井）	<p>よろしいですか。それでは採決いたします。</p> <p>議案第46号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>（全員挙手）</p>
議長（岩井）	<p>全員賛成ですので、議案第46号は原案のとおり許可相当として、県知事に意見を送付いたします。</p> <p>調査委員の方々、ありがとうございました。</p> <p>指定席にお戻りください。</p> <p>（調査委員、指定席に戻る）</p>
議長（岩井）	<p>次に、議案第47号「荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断について」を議題とします。</p> <p>事務局より説明をお願いします。</p>
事務局（大沢）	<p>議案書の4ページ議案第47号と参考資料の40ページをご覧ください。荒廃農地調査に伴う農地・非農地の判断についてでございます。</p>

1 議案 1 件です。

1 番の字四五市の畑について令和 4 年 9 月 7 日に所有者から申出があり、15 年以上前から耕作していないため、自然荒廃しており農地に復元することが困難となった土地です。

令和 4 年 10 月 4 日の農地調査会で現地確認した結果、農地法の運用について第 4 の(4)に該当し、再生利用が困難と見込まれる荒廃農地について、農地法第 2 条第 1 項の農地に該当しない非農地として決定を求めるものです。

1 筆、●●m²です。説明は以上です。

議 長 (岩井)

これより質疑に入ります。質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議 長 (岩井)

よろしいですか。それでは採決いたします。

議案第 47 号について、非農地と判断することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議 長 (岩井)

全員賛成ですので、議案第 47 号は、非農地と判断することに決定しました。

議 長 (岩井)

以上で、本日の日程はすべて終了しました。

これをもって、令和 4 年第 10 回五戸町農業委員会総会を閉会します。

五戸町農業委員会会議規則第17条第1項の規定によりここに署名する。

令和4年10月12日

五戸町農業委員会総会議長

議事録署名委員

議事録署名委員